

00	09	03	002	永年保存	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	事務局長	次長	主査	主査	担当	文書取扱主任							

第4回 新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会 会議録

開催年月日	平成20年11月11日（火曜日）	開会：10時03分	閉会：13時46分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山腰、荒木、窪之内、酒井、関藤、本間、山口、大谷、堀、委員外議員～水口	事務局	中嶋事務局長
			田湯次長
欠席委員			寿崎主任主事
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行いすべて報告済みとした。		
	(1) 建設部の見直し方針について		
	(2) 建設部の個別項目について		
	①市道排雪事業の改善		
	②公営住宅事業特別会計の見直し		
	③下水道事業特別会計の見直し		
	(3) 保健福祉部の見直し方針について		
	(4) 保健福祉部の個別項目について		
	①重度障害者タクシー助成事業の見直し		
	②児童館のあり方		
	③老人福祉住宅の見直し		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会の日程について		
	11月18日（火）13時30分から開催することに決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 新滝川市活力再生プラン調査等特別委員長 山腰修司 印			

平成20年11月10日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会への説明員の出席について

平成20年11月 6 日付け滝議第122号で通知のありました新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い申し上げます。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	高 橋 賢 司
総務部総務課長	伊 藤 克 之
総務部企画課長	館 敏 弘
総務部企画課副主幹	田 中 嘉 樹
総務部企画課主査	柳 圭 史
総務部財政課長	吉 井 裕 視
総務部財政課主幹	堀 下 博 正
総務部財政課主査	景 由 隆 寛
総務部財政課主査	酒 井 智 康
総務部行政経営課長	五十嵐 千夏雄
総務部行政経営課副主幹	浦 川 学 央
建設部長	岡 部 豊
建設部土木課長	大 平 正 一
建設部土木課都市計画室長	千 葉 強
建設部建築住宅課長	三 谷 文 彰
保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課副主幹	橋 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	谷 本 敏 史
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課主査	鈴 木 百合子
保健福祉部子育て応援課主査	杉 山 敏 彦
保健福祉部介護福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課主査	深 村 栄 司
総務部企画課主任主事	高 橋 伸 明
建設部土木課副主幹	川 本 滋
建設部建築住宅課副主幹	伊 藤 和 博
建設部建築住宅課副主幹	鎌 倉 幸 男

(総務部総務課総務グループ)

第4回 新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会

H20.11.11(火) 10時00分
第一委員会室

○ 開 会

○ 委員動静

1 所管からの報告事項について

- | | |
|---------------------|---------------|
| (1) 建設部の見直し方針について | (資 料) 建 設 部 |
| (2) 建設部の個別項目について | (資 料) 〃 |
| ①市道排雪事業の改善 | |
| ②公営住宅事業特別会計の見直し | |
| ③下水道事業特別会計の見直し | |
| (3) 保健福祉部の見直し方針について | (資 料) 保健福祉部 |
| (4) 保健福祉部の個別項目について | (資 料) 〃 |
| ①重度障害者タクシー助成事業の見直し | |
| ②児童館のあり方 | |
| ③老人福祉住宅の見直し | |

2 その他について

3 次回委員会の日程について

11月18日（火）13：30 第一委員会室
説明予定案件：経済部所管案件

○ 閉 会

第4回 新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会

H20. 11. 11(火) 10:00～

第一委員会室

開 会 10:03

委員動静報告

委員 長

全員出席。委員外議員～水口。

昨日正副委員長で事前打ち合わせをした。その結果、きょうは案内のとおり建設部、保健福祉部からの報告となる。特に保健福祉部については大きな問題が幾つかあるが、厚生常任委員会が所管である関係上、精力的にそちらで詰めていくようになる。そういったことから緑寿園や保育所等については特にこれだけはただしておきたいということだけ質疑を受ける。厚生常任委員会を26日までに続けて二、三回やる予定なので、踏み込んだことについてはその後新たにこの特別委員会で協議することになる。承知願いたい。

1 所管からの報告事項について

(1)建設部の見直し方針について

岡部部長

(別紙資料に基づき説明する。)

(2)建設部の個別項目について

大平課長

(①別紙資料に基づき説明する。)

三谷課長

(②別紙資料に基づき説明する。)

千葉室長

(③別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

① 目標金額を見るとそれほど大きくはないが、全体で見ると公営住宅や土木関係のところで、昨年からのコスト対策がかなり身を結んでいると思う。その中で若干質疑する。除排雪事業と雪割り業務において距離的に短くなるために1,500万円が軽減されるということだが、具体的にどのくらいの面積がふえ、どのくらいの距離が短くなったのか説明願う。またその利便性がどれだけ向上するのかについても伺う。

② 公営住宅については一般修繕、計画修繕とも十分行われているようなので、非常に感激するところだが、拡充をするという部分がよくわからない。現在2名で行っているところをどのような形で拡充させていくのか。この辺を補足説明いただきたい。

③ 下水道について、カメラ調査の減と言われているが、下水道の寿命を延ばすという面から、むしろ減らすよりもふやすほうがいいのではないかと素人は考えてしまう。そうしなくても削減ができるとした根拠について説明願いたい。

大平課長

① 距離にすると往復で1キロメートルほど短くなる。運搬道路は砂利道なので、そこを走行するダンプはかなり遅いスピードである。それを考えると期待感を含めて約七、八分短くなる。シーズンで考えると大体2,000時間くらい少なくなるのではないかというもくろみをしている。その分として約1,000万円は削減できると思う。ことしも雪捨て場の使い勝手がいいようにいろいろな考えながらやっており、最終的にそういう形にしていきたいと思っている。雪の降る量により除雪費は相当変わってくるが、平均的なことを考えるとこのような改善ができるものと思っている。面積については約8万3,000平米ふえる。18.6ヘクタールほどにふえるということである。

三谷課長

② 公営住宅の拡充についてだが、現在2名で行っており、より一層効率のよ

い仕事をしようということで、時間があいているときに1戸の住宅を長期間かけて一般修繕しようとするものである。また一般修繕のほかにも大型の修繕もやっという考え方である。

千葉室長

③ 下水道の維持管理の主な手順だが、表面的に滝川市は200キロメートルあるので、マンホールからのぞく目視をし、環境清掃においても管の中を十分にのぞいている。その後重要度として相当必要だという部分においてカメラ調査を行うといったことで、維持コストの削減をしたいと思っている。特にそれによってサービスやコストの部分で経済的になるということは考えていないが、この手順で効率的に作業を進めたいと思っている。

委員長
本 間

他に質疑はあるか。

公営住宅の関係だが、気になるのが19年度実績と20年度見込みのギャップである。またその後の削減計画との関係がわからないので、もう少し詳しく説明願いたい。

岡部部長

平成19年度の一般修繕予算は5,700万円であり、毎年5,700万円前後の予算化をしている。決算上19年度は4,462万円程度で不用額が1,240万円程度出ている。計画修繕は大体毎年2,300万円の予算を持っており、昨年は公営住宅の取り壊しが補助対象になったことから、1,000万円近くの不用額が生じている。そういうことを勘案すると、ことしもスポット的な修繕を見ており、昨年並みになるかどうかはまだわからないが、修繕料としてはある程度残るだろうと思っている。計画修繕も着々とやっており、建てかえ事業が進んできたことから全体的に修繕料そのものが下がってくるだろうと思っている。そういうことから700万円程度の減額を考えているところである。公営住宅も下水道関係もそうだが、事業会計そのものの歳出を使用料で賄わなければならないので、トータルの節減を図りたいというのが建設部の考えである。計画修繕は住宅管理費という大枠の中で動いている。そういう中での一部が700万円ということなので、トータル的にはもっと節減をしたいと思っている。

本 間

修繕レベルを下げないで、効果額を出そうとしているのだと思う。19年度の不用額が非常に多いのは、計画修繕については補助対象になったということと、駐車場の舗装と区画の見直しをしたということだった。できれば一般修繕についても計画修繕についてももう少し具体的な内容を示していただければ、どうしてこういう少なめにできたのかが理解できる。見方によっては意図的に抑えたのかと受けざるを得ないところもある。削減をしようとしても19年度より20年度の予算のほうが多いという話になってしまう。まだ理解し切れていないところがあるので、説明願う。

岡部部長

今まで床落ちなどの修繕は業者に頼んでいた経過がある。そうすると1件当たり100万円単位でかかってしまう。去年は10日間などの期間で、シルバー人材センターから来ていただいている方と嘱託の方の2人に、原材料費を与えれば大きな修繕をやっていただけたので、非常に安くできた。床落ちというのは年間5件ほどある。退去した後の整備や修繕なども市の大工さんを入れて整理をし、業者には小さなところをやってもらうなどして取り組んでいる。うまくローテーションを組んでやっている。そういう仕事の仕方をする中で全体的に圧縮をしている。以前は業者が出向いていたものも建築担当職員が行き、指示を出したりもしている。そのほか除雪や草刈りの問題などいろいろなことに対して職員自身が動き、今までやっていなかったようなこともやっている。そう

いうところから節減をしている。入居者に対して修繕をしないことで不便をかけるということは一切ない。我々はそのようなことまでして不用額を出したいとは思っていない。きちんと入居者に入っていただき、修繕の必要なところは直すというスタンスなので、その辺は理解いただきたい。

本 間

19年度もそういったことをされてきているのであれば、方法論は基本的に変わらないということになる。19年度は5,698万円だったが、20年は同じ方法論でやって8,066万円かかっている。その関係がわからない。単純に19年度と20年度は何がこんなに違っているのかということを教えていただきたい。

三谷課長

19年度に書かれている数字は決算であり、20年度は予算である。19年度の一般修繕決算は4,400万円ほどで、20年度はこれまでのとおり5,700万円の予算である。一般修繕についてはその年度によって何が起きるかわからないということもあるので、予算だけはきちんと見るような方針でやっている。20年度の経過としては、今のところ19年度ベースで推移している。多分この調子でいけば不用額が出ると思う。計画修繕だが、これも19年度は決算の数字である。先ほど部長が説明したように当初は西5丁目団地の解体工事を単費で見えていたところ、補助対象となり、約45%の補助がついたのでその分が不用額として1,000万円ほど出た。20年度予算の中身については、屋根の改修費、駐車場の整備費、その他水道メーターの取りかえなどいろいろあるが、2,300万円の予算を見込んだところである。21年度以降については、先ほども説明したが、平屋、2階建ての屋根の修繕、900戸が終わったので、21年度からは中耐の屋根にかかる。これまで1,000万円近くかかっていた平屋、2階建ての屋根の改修工事は減ってくるので、その分を減らしていけると思っている。

本 間

20年度見込みが予算ベースの数字になっているところが、この表をわかりづらくしている原因だと思う。決算予測で出すべきだと思う。そうしないと何だかよく見えてこない。また今の話を聞いていると、確かに余裕を持って予算立てをしておく必要があると思うが、仮に19年度実績で1,000万円の補助金が入り、5,690万円かかっているとしたら、そのままの状況で20年度は6,700万円になる。あらゆる計画修繕も終息しているならば、7,360万円という予算で本当にいいのかなと思ってしまう。その辺の見解について伺う。

岡部部長

19年度実績、20年度見込みの数字については本間委員の言われるとおりに思う。19年度予算では一般修繕と計画修繕で8,000万円近く見ていたが、計画修繕の取り壊しの部分で1,000万円くらいが補助対象になり、数字が落ちた。それと一般修繕で1,200万円くらいの不用額が生じたので、5,690万円という決算となった。20年度予算を見ると19年度予算と同じくらいの額であり、21年度計画については一般修繕を含めた全体で700万円くらい減らしたいということである。それでは21年度の修繕をしないのかと言われると思うが、そうではなくて、基本的に毎年不用額が出るので、これだけ削減しても入居者には迷惑をかけることはないということで、このような削減計画を立てさせていただいた。

本 間

私の質疑の論点というのは、今部長が話していただいた修繕が不備にならないだろうかということと、その反面、20年度も19年度ベースで推移をしているということなので、もっと削れるのではないだろうかとも思う。余裕がないと突如何か起こっても対応できないと思うが、減らす場合、その辺のバランスが700万円でもいいのかということが見えてこない。もしかすると20年度に予測さ

れる本当の数字をベースにしてこの資料を見ると納得できるのかもしれない。市の財政はある程度ぎりぎりでも補正などを立てながらやることも最終的にはあり得る話なので、そういった意味ではほかの部分で削減に苦しんでいるところもある中で、100万円、200万円というのはそう少くない金額だと思う。そこら辺のところも含めて考えを伺う。

高橋部長

予算、決算がイコールということにはなかなかない面もある。特別会計は一般会計のように予備費で緊急対応のために100万円、200万円というお金を補正ですぐ融通できるというものでもないで、水準を下げるとそういった問題も出てくる。タッグ計画において今回700万円という数字を出していただいたが、これについてはコンクリートということではなく、予算協議のなかで精査したいと思う。特別会計という枠においては、緊急対応のための予算が融通しづらいという面も理解いただきたいと思う。

委員長
窪之内

他に質疑はあるか。

① 市道除排雪事業の改善についてだが、運搬費用の削減1,000万円と雪割り業務の削減500万円となっている。前に出された資料では2,113万円という数字が改善額として出ている。職員の業務等が含まれているからなのかもしれないが、そことの関係について伺う。

② 運搬費用の削減については、2,000時間の減によって1,000万円の削減が可能だということを示されたが、雪割り業務の削減については、面積がふえたことでどうして500万円の削減になるのか。内容がわからないので説明願いたい。

③ 場所が変わるということだが、除排雪車の経路の安全確保は大丈夫なのか。

④ 面積がふえるということだが、河川敷を借りる費用はどのようになっているのか。それによっては借用の費用がふえることも考えられる。河川敷の賃貸関係について伺う。

⑤ 公営住宅の関係だが、決算委員会においてもいろいろと聞いたので、内容についての大枠は理解できる。ただ説明では、嘱託とシルバー人材センターからの派遣の2名でやっており、もう1名ふやすことによって業務委託の金額をかなり削減できるということだった。そうすると地元の企業へお金を落とすという関係もあるので、それがいいのかどうかいろいろと考えるところがある。人をふやすことによりもっと大幅に効果が出るような計画修繕ができる可能性があるのか。またそういう検討をしたのか。それとも一般修繕をやりながら計画的なことをやるには2名体制がベストな人数だという判断だったのか伺う。

⑥ 一般会計からの繰り入れを減らすという効果額だが、全体として建てかえ計画がある中で、計画どおり進めていき、そちらのほうに何か支障が出るということはないのか確認する。

⑦ 下水道の関係だが、来年度、特別会計から企業会計へ移行していくときに人件費などのいろいろな削減も見込めると思う。企業会計にすることにより効率的にいろいろなことが行われ、経営上の300万円のほかに削減に結びつく数字というのはなかったのか。

大平課長

② 雪割り業務の500万円削減についてだが、かなり厚くなっている雪が、面積が広くなることにより薄くなるので、雪割り作業が軽減されるということと、石狩川開発建設部との占用関係で、いつまでに雪割りを完了しなさいといった制限があり、昨年よりも1カ月ほど放置できるということもあり、機械の作業

量が大分減るのではないかとと思っている。

④ 雪捨て場の占用料については、公共の福祉に使用するという事で費用はかかっていない。なるべく広く使えるようにさせていただいている。

③ 運搬路についても安全性の確保については十分に考えており、特に危険な状況はない。

① 2,100万円との差が600万円ほどある。22年度以降、具体的にこれということではないが、さらに除排雪も含めていろいろと削減計画を予算の中で図っていきたいと考えているので理解願いたい。

三谷課長

⑤ 現在2名体制で行っているが、3名体制という時代もあった。より効率のよい仕事をするということで、人数が減ってきた経過がある。現状を見ると今の2人体制が入居者からの電話対応においても時間的に余裕があり、仕事のできる状態にある。さらにあいている時間もあるので、その時間を利用してこつこつと修繕をしている状況である。

⑥ 計画修繕については、大型の修繕ばかりなので、基本的には業者発注である。それとは別に建てかえ計画があり、新規建設ばかりなので、計画修繕の仕事の多い少ないは影響していない。

千葉室長

⑦ 下水道事業は、来年度以降公営企業に移行する。300万円のほかにそれに伴った人員等の削減については考えていない。現在のところ技術、事務、私と部長を入れて少数でやっている。公営企業の参入の際に経済建設常任委員会へ報告をさせていただいたが、今の特別会計から企業会計に移ることで経費的に反映されるのが、消費税である。試算では今現在20億円でやっているところ、500万円ほどの消費税納入額の減が見込まれる。額面的にはそのようなベースで財政計画を立てている。

窪之内

再度2,100万円と1,500万円の差について伺う。目標はあくまでも2,100万円であり、今は具体的に説明できないが、何とかそれを目標として今後検討を進めていくということで理解してよいか。

大平課長

そのように理解願いたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(1)、(2)については報告済みとする。11時まで休憩する。

休 憩 10:53

再 開 11:00

委員長

再開する。(3)、(4)について説明願う。

(3)保健福祉部の見直し方針について

狩野部長

(別紙資料に基づき説明する。)

(4)保健福祉部の個別項目について

佐々木課長

(①別紙資料に基づき説明する。)

谷本副主幹

(②別紙資料に基づき説明する。)

深村主査

(③別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

保健福祉部の関係は、ほかの部署と比べて数字が決まって出てくるものが多い。目標的なところから見てこうなるのだというものではなくて、受益者にもろにかかわってくるものである。そういった部分では、なかなかタッグ計画においてなじまないものだと思う。そういったことも踏まえて伺っていききたい。

① 重度障害者タクシーの助成制度の所得制限導入について伺う。市民会議で

提言があったとの説明があった。市民会議の資料を見させていただいたが、部会のまとめとしては、事業は見直し済みであり、不正などが生じる余地はないが、制度の点検が必要だと言われている。ここでは制限を設けるべきだと少しも言われていない。どうしてこうしたことを出されたのか説明願う。

② 児童館のあり方についてだが、市民会議の中で言われているのは、市民や保護者との話し合いを早急に始めて、その中で見直しを考えていくべきだと言われている。こうした話し合いというものは今まで行われているのか。現行タッグ計画からの懸案事項なので、進捗状況も含めてどのような話し合いがされて現在の考えになったのか伺う。学校適正配置計画なども具体的に出てきていないのに、こういうものが出てくることに懸念がある。地域との話し合いも含めて現在どのようなことが行われているのか、具体性がどれだけあるのかについても伺う。

③ 老人福祉住宅の廃止について伺う。私にとっては寝耳に水である。市民会議でも全く触れられていないことであり、驚いた。介護保険の中で十分対応が可能だと言われているが、皆さんも知っているように介護保険で対応できていないというのが現状だと思う。市の独自策として単費で行われてきたものが削減することとなった。非常によく取り組まれていたものなので、悪いほうに合わせる典型ではないかと思う。これは考え直すべきだと思うし、改善額についても具体的に示されていない中でどのようにとらえていけばいいのか。

④ 保健福祉部全体から見ても何とも話しようがない。ほかの説明事項案件でも説明してほしいところがある。例えば感染症対策の見直しがどういうふうになるのか。低所得者祭壇費助成事業の廃止は2万8,000円で、これがどうなっていくのか。民生委員推薦会の開催及び報酬の減の1万1,000円はどうなっていくのか。こういった細かい部分については額が出されている一方、大事な部分については全く示されていない。これらについても可能な限り説明を求めたいが、いかがか。

浦川副主幹

① 重度障害者タクシーの助成制度について市民会議での意見だが、この件については厚生部会で議論されている。厚生部会のまとめとしては酒井委員が見ているものである。意見の中では、平成17年度現タッグのときに歩行困難な方ということで見直し済みであるという意見があったほか、通常公共交通機関を利用する方は障害者手帳を持っていると運賃のサービスが得られるので、二重支援ではないのかという意見もあった。また障がい者、高齢者に限らずだれでも受けられる一律のサービスというものには見直すべき余地があるのではないかという意見もあった。これについては福祉に限らず、所得の高い方がいるのであれば、滝川市の財政状況を考えると必ずしもだれもがサービスを受けられるということは見直しをしてもいいのではないかというようなことが全体会議の中で出た。そういったことを踏まえての見直しである。

佐々木課長

② 児童館関係について地域の方たちと話し合いをしたのかということだが、地域の母親クラブ9団体とその上の地域連絡協議会の役員に説明をした。今回のタッグを踏まえて日祝休暇についての説明をしに行ったので、そのときに少しでも効率化し、子供の居場所づくりの確保に向けていきたいということで、単純な11館から7館への統廃合ではないということを説明してきた。子供の視点を考え、いろいろな施設があるのでその施設を利用することを考えてはどうかということも含めて説明に行った。日祝休暇についてはすべてではないが、

おおよそ理解を得られた状況だった。そのあと日祝休暇を中心に育成会の方にも話をした経過がある。

深村主査

③ 老人福祉住宅の見直しの関係で、介護保険で十分対応が可能だという説明をしたが、この団地で従事されているヘルパーの業務内容というのは、大きく分けて安否の確認、共同浴室管理・入浴準備作業、除雪の3点である。例えば除雪であれば、福祉除雪を利用している単身の高齢者の方が多数いる。昨年で言うとも単身高齢者、夫婦世帯も含めて372世帯の方がいた。こういった福祉除雪を利用してヘルパーのいない在宅で暮らしている方もいる。安否確認の部分については緊急通報システムを今年度からレンタル方式へ移行し、所得制限を設けて必要な方には利用していただけるような体制を築いている。また共同浴室管理・入浴準備作業についだが、江南団地の場合、江部乙改善センター横にある。また現在江部乙支所でも毎週金曜日に午前10時から午後3時まで、地域の方へ入浴日を設けて100円で利用いただいている。東地区においては東の湯が開設され、地域運営により入浴が可能になっている。家事援助については3団地55世帯59名の方が入居されているが、このうち家事援助をメインに利用されている方というのはほとんどいない。どちらかというと除雪や入浴がメインになっている。同じ団地内において老人福祉住宅の位置づけをされていない方も暮らしているので、既存サービスの活用を図りながら廃止の方向で検討していきたい。

酒 井

① 重度障害者タクシーについてだが、私の記憶する限りこの所得制限の話が出ているのは老人タクシーのほうだったと思う。こうした点で市民会議の中でも議論を尽くされたのか疑問に思うが、これについてはここで言っても結論が出ないので、答弁は要らない。

② 児童館についてだが、母親クラブや地域連絡協議会には説明をしたということだった。肝心な地域の部分が抜けていると思う。今ここに出てきたものではなく、旧タッグから進められているものであり、ずっと話をされてきたと思う。そういった議論の積み重ねの上でこの方針が出てきていると思うので、どのようにやってきたのかそうした中身について具体的に示してほしい。また日祝休暇についてはすべてではないがおおよそ理解を得ているということだが、日・祝の利用者がどうなっているのか、資料を出してほしい。現在の児童数も含めて数字で見えるような形で示してほしい。

③ 今住んでいる方においては、サービスがなくなるというのは非常に不便なものになると思う。入居者のそういった負担はどの程度ふえると考えられているのか。またそういった負担がふえることをどのようにとらえているのか伺う。

浦川副主幹

① 市民会議の状況について説明させていただく。所得制限については、高齢者のインフルエンザの関係で議論された。ただこの所得制限の導入については、市民会議全体として今タッグ計画の見直しの基本的な柱の一つと位置づけるべきということで議論されてきた。そういった部分でほかのところにも適用したということである。

佐々木課長

② 児童館の地域の方への説明経過だが、児童館を利用する側ということで町内会の方にもお願いをしているし、先ほども言ったように母親クラブや地域連絡協議会の役員を中心に説明をしてきている。児童館に関するタッグ計画等については機会をとらまえて話してきた経過がある。日・祝の利用状況については、資料を配付したいと思う。

委員長
深村主査

きょうは間に合わないので、できあがり次第、机上配付願う。

③ 既存のサービスを受けられなくなる場合の新たな負担についてだが、こちらの団地に入居されている方は、家事援助をほとんど利用していないので、在宅で暮らせることができる。その中で既存のサービスの安否確認や福祉除雪についてのサービスを組み合わせて利用するということになる。緊急通報システムであれば月額レンタル料金が399円、12カ月4,788円である。設置費の負担は介護段階により違うが、仮に介護保険料段階1から3の方であれば1,000円負担となる。福祉除雪についてもことしから介護保険料段階ということで制度を改正したが、1、2の段階の方であれば4カ月間で5,000円、月額1,250円となっている。安否確認をさらにということであれば、ヤクルトの友愛訪問の利用も考えられる。こちらは月額300円である。これらを本人の選択の中で希望したサービスを受けていただくという形になると思う。

酒井

時間のほうももうないので、質疑は終える。委員長並びに委員の皆さんに許していただきたいのだが、今回印のついている説明事項案件以外の部分についてどういった見直し内容で考えているのかを資料として配付願いたい。

委員長

保健福祉部は非常に難しい問題等がある。当然次回行われる厚生常任委員会にも関係資料の提出があると思うが、特別委員会において求めることもある。保健福祉部の部分においてこの案件を全部口頭で説明するわけではないので、方向性をまとめた資料を先ほどの資料と同じく事前に机上配付願いたい。

他に質疑はあるか。

本間

まず全体的な話だが、先ほど建設部から説明があった。建設部の削減に対する考え方を見せていただき、次にこれを見ると幅の違いを感じてしまう。例えば老人福祉住宅の見直しなどは、確かにサービスを受けている方においては大変な問題なのではないかという印象を受ける。バランスをうまくとっていただく必要があると思う。そういうことを前提に質疑をしたい。

① 老人福祉住宅についてだが、ほかの一般の団地に入られている方とこの福祉住宅に入られている方に何らかの差がないといけないと思う。何か違いがあってもいいと思う。今後廃止するということが、現状の部分についてはどうなるのか伺う。

② やはり市負担20.25%については見るべきだと思う。179万5,000円で886万円の事業ができるということになっている以上、これを廃止する考えは余りいいことではないと思う。どうしても先ほどの市営住宅の維持管理費などを見ていると重みの違いを感じてしまうので、そこら辺の考え方を聞かせていただきたい。

③ 児童館についてだが、22年度以降廃止する4カ所とはどこなのか。

④ 積算根拠の摘要の中に、国費補助等を控除して一財額となっているが、国費補助というのはどのくらいあるのか。

⑤ 日祝休暇で学童クラブを増設することは個人的に非常にいいことだと思うが、22年度以降の4つの児童館を廃止ということと、4児童館で放課後子ども教室を実施するというのはイコールなのか。また4児童館廃止により520万円削減という根拠を聞かせてほしい。

佐々木課長

③ 基本的に各小学校区1館ということで、学校区に2館あるところが焦点となっている。西小学校地区では西地区と扇町、第一小学校区では中地区と大町、第三小学校区では花月と中央、第二小学校区では黄金地区と北地区である。基

本的にはそれなりのキャパシティがあり、それなりの利用数があり、学童クラブ等の拠点となっているということを踏まえて廃止4カ所を決めたいと思っている。第一小学校区では大町、第二小学校区では北地区、西小学校区では扇町、第三小学校区では中央を案として検討している。

④ 現在学童クラブ等に1,400万円程度の国費が入っている。

⑤ 4児童館のおおよその事業費については約520万円で、1館当たり児童厚生員等の費用などで大体200万円かかる。4館だと850万円ほどかかるが、そのうち補助金が320万円ほど入っているので、差し引きしたら520万円くらいの数字が削減となる。4児童館の廃止についてだが、児童館には国の縛りがあるので、その縛りを取り、中身は児童館にかなり似ているが、市が地域に委託できるような事業でやっていきたい。厚生員ではなく、名前もアドバイザーや安全管理員というふうに変わるが、補助対象となるので、その中で地域の関係の方と十分相談をしながらやっていきたい。市としてもそれには補てんをして、協働事業的な形を考えている。

高田副主幹

① 老人福祉住宅の質疑だが、特に一般の方とここが違うというはっきりとした差はない。制度の概要にも書いてあるが、身体的な要件というものも特になく、生活環境、住宅事情、家庭事情といった関係で今の住宅に住んでいる。例えば東団地で言えば、全76戸中21戸が老人福祉住宅で、それ以外の55戸に住んでいる方とほとんど差のない方が入居されている。元気な方も多い状況である。

② 179万5,000円で886万円の事業ができるということで、指摘のとおりそれも1つの考え方だと思うが、今回の見直しについては先ほども申し上げたように、同じ団地に住んでいる高齢者の方と老人福祉住宅に住んでいる方とは身体的な状況を見てもほとんど変わらない中で、こういうサービスを受けているということが大きな視点になっている。そのためこのように見直しをしたいという提案となった。

本 間

老人福祉住宅についてだが、今後は単身者だけにするなど変えていったりしてはどうか。高齢化社会になっているので、何か差をつけるようなことも考え、続けていくのも方法ではないかと思う。保健福祉部だけでこのことを考えるのではなく、もう少し広く考えるとこの重要性がどの程度の位置にあるのかが見えると思うので、十分考えた上で決断をしたらいいと思う。また児童館のあり方についてだが、基本的なことはわかった。要するに廃止する4カ所については、放課後に子ども教室という制度を使って有効に活用していこうという考えである。その場合、より実質的な効果が上がるということで国費とのバランスも十分考えて進めていただきたいと思う。やはり施設は残ってしまうので有効に活用しなければならないという視点を忘れずにやってほしい。余り金銭的効果もないのに無理にやめるものでもないと思う。答弁は要らない。

委 員 長

まだほかの方も質疑があるようなので、ここで昼食休憩に入る。13時に再開する。

休 憩 12:01

再 開 12:59

委 員 長

休憩前に引き続き再開する。道新の傍聴を許可する。

他に質疑はあるか。

大 谷

説明外の部分について後で資料を出していただけるということだが、その資料

に次のことを加味してわかるように記載していただきたいと思う。まず障害者自立支援給付の部分についていろいろな要望が上がっており、今回488万7,000円を見込んだというのは大変よいことだと思うが、その対象人数や支援の内容を説明の中に入れていただきたいと思う。障害者地域生活支援事業の減の304万6,000円だが、どういう部分で削減をしようとしているのか示していただきたい。身障センターや老人福祉センターの管理等の減だが、今ぎりぎりの状況でやっていると思う。内部コストの徹底ということで、老人福祉センターへもっと削減してほしいという進め方でやっていくものなのか。それともこういうことを考えると減ができるのではないだろうかというような内容のものなのか。この辺をわかるように説明願いたい。

委員長

当然今後まだ特別委員会も続き、1月に入ってから保健福祉部所管の説明を行う機会があるので、そのときに先ほどの資料と今発言のあった部分を含めて答弁できるように準備願いたいと思う。他に質疑はあるか。

窪之内

① 重度障害者タクシー助成事業だが、157人中16人が市・道民税課税者だというふうに書かれており、その効果額が14万6,000円となっている。重度障がい者という社会的に見ればかなりハンディを背負っている方である。このタクシーというのは外出等の移動に困難な方に限って行われてきた制度なのに、14万6,000円のために所得制限を設けるべきなのかというのが第一印象である。市道民税均等割しかかからない世帯の所得が本当に対象から外すような所得なのかということに、物すごく疑問がある。こうした方たちは基本料金のみの補助であり、それ以上かかる運賃の場合は自己負担になる。根本的なことについての質疑になるが、ここまで所得制限を設けて対象とすべきものなのか。議論はされたのか。何の迷いもなくこういうところまで切り込むということにしたのか。14万6,000円はどこでも出せるような金額である。そういう点で、基本姿勢として何の疑問も抱かずに提案しようとしているのか伺う。

② 児童館についてだが、利用状況については後で資料として示されるということだが、先ほど本間委員の質疑の中で廃止対象案としている4児童館が示された。その児童館を検討した理由には、地域の母親クラブの活動状況を見てという説明があった。活動のいいほうを残すということだと思う。では果たして活動の悪いほうを子ども教室として地域協力のもとつくっていけるのかが疑問に思う。その辺で子ども教室のあり方というのをどのように考えているのかを伺う。

③ 計画では22年度から7カ所にするという案だが、子ども教室は22年度は計画に入っていない。23年度は4カ所以内ということで空白が生じる。そういうことではまずいと思う。空白を生じないようにつくるべきだと思うし、その辺の計画を含めて7カ所の児童館プラス子ども教室へ進む考えを持つべきだと思う。これについて見解を伺う。

④ 西地区では7対3くらいで理解をされたというようなことだった。その話に参加された方は対象者の何割の方なのか。理解を示さなかった3割の方は、どのような点で理解をしてもらえなかったのか。その辺の意見を伺いたい。

⑤ 4児童館廃止でマイナス520万円。4子ども教室の実施でプラス200万円。この差は320万円だが、この差が何なのかわからない。今まで児童館だったものを子ども教室にして週2、3回ということを考えているのか。施設は運営するのだから光熱水費などがかかるし、形は変わっても子ども教室の運営をどこ

かをお願いするようになると思う。指定管理をするのであれば、当然いろいろな施設設備費や補修費など一定のものも含めてやらなければならない。そういうときに補助を除いて 320 万円の差が出るというのが、どうもよくわからない。改めて説明願いたい。

⑥ 老人福祉住宅についてだが、ヘルパーのなり手がいないということで、東町のほうでは常駐の方がいなくて通いだと聞いている。江部乙の場合は常駐しているが、ほかの団地にはヘルパーが常駐しているのか状況を伺いたい。

⑦ 利用者の多くは浴室の介護、入浴の利用が多いと言っていたが、入居者のうちほとんどの方がその浴室を利用するという状況になっているのかを伺う。

⑧ 当然同じ団地内での不公平感というものはある。この住宅にいる方はヘルパーがきれいに除雪をしてくれる。ところが福祉除雪だと通路のところしか除雪をしてもらえない。入居する条件は変わらないが、ここに入居している方と入居していない方に差があるということは、はたから見てもよくわかる。介護保険制度なので、一定の金額で 886 万円の事業をやれるということもわかる。皆さんが介護保険料を払う中でやる事業なので、私はどうしても残さなければならないものだとは思っていない。そういう老人の多い住宅の除雪をどうすべきか、安否確認をどうすべきかを総合的な形で検討するならば、あえて団地の一角を特別な形で残す必要はないと思う。同じ団地内での不公平感に関する意見などが出ているのであれば、伺いたい。

谷本副主幹

① 重度障害者タクシー助成事業の所得制限に関してだが、19 年度に課税者だった 16 名の方の大半は年金所得者である。年金所得者で単身の場合だと 148 万円。夫婦世帯だと 193 万円というのが、市・道民税均等割がかかるかどうかのボーダーラインである。年金でも障害年金や遺族年金は非課税である。課税になるのは厚生年金や共済年金であり、国民年金だとこのくらいの額にはならないので、そういう年金が算出の対象になると思われる。内部でも話し合いをしたが、苦渋の決断をした。対象になる方には本当に申しわけないという気持ちである。先ほども説明があったが、サービスに対する所得制限の考えというものがあったので、こういう決断に至った。ほかのサービスについてだが、身障手帳があれば、この重度障害者タクシー助成とは別にタクシー料金が 1 割引きになるし、バス運賃の半額や公共交通機関の割引制度もあるので、そちらも有効に活用してやっていただきたいと思います。

佐々木課長

② 活動が活発かどうかということではなく、施設の広さや現在の人数、学童クラブなど拠点としているところを児童館として位置づけたい。現実には人数が少なくても母親クラブが一生懸命やっているところもある。子ども教室のあり方については、この制度がいつまで続くかはわからないが、一番なじむと思われる。学童クラブと子ども教室が一对となり、文科省と厚労省で放課後子ども教室というものを打ち出している。先ほども話したとおり、運営形態を委託するのか、こちらでやるのかという部分についてはまだこれからの検討になる。施設にだれも置かないでやることにはならず、今いる厚生員にかわりアドバイザーや安全管理員を置くということにもなるので、事業とうまく絡み合わせて対応していきたいと思う。そして何よりも先に、地域との相談をきちんとしなければならぬと思っている。

③ 子ども教室の計画年度だが、記載ミスである。22 年度からの導入を考えている。

深村主査

④ 7対3の理解をいただいたということについてだが、今回日祝休暇の話を含めて全部の母親クラブを回った。その役員会の場に伺ったので、十数名のところもあれば少ないところで五、六名のところもあった。すべての方ということではなく、代表の方とその上の団体の地域連絡協議会の方、また現場ということで厚生員とも話をした。日曜に関しては、すべてではないが、休んでもいいのではないかという意見があったり、中には半日ではどうかという意見もあった。その辺を総じて言えば、7対3、8対2というのが私の感覚である。

⑤ 子ども教室を行うときの事業についてだが、4児童館をやめた場合は約520万円の効果額となる。その4カ所で子ども教室等を実施した場合は約200万円かかる。子ども教室になった場合、日数なども減ることが考えられるので、そういったところの試算上の話である。おおよそ1カ所150万円くらいかかり4カ所で600万円。そのうち3分の2の補助金400万円が出れば、差し引き200万円と見込んでいる。児童館を廃止して子ども教室をしなければ385万円の効果額だが、子ども教室を行うと185万円の効果額となる。いずれにしても制度をうまく活用していきたいのと地域と十分に話し合っていきたいと思っている。

⑥ 団地にヘルパーが配置されているかとのことだが、以前東町団地に空白の時期があった。そのときには社会福祉協議会の職員、それから在宅介護支援センターの職員等も含めて5カ月間対応した経過はあるが、現在はそれぞれ夫婦で入居いただいている。

⑦ 入浴者の利用状況だが、先般東町団地に行って話を聞く機会があった。3団地とも毎週火曜日と金曜日にふろの日を設けている。江南団地と東団地については、コミュニティ室ということで1室を壊してそこを入浴の準備や入浴後の団らん、休憩という場所になっているが、話を聞きに行った東町はこの部屋がない。ヘルパー宅のふろを使っておおむね午前10時半から午後3時ころまでの間でこちらの18名の方が利用していただくことになっているが、実際の利用回数としては夏場で七、八名、冬場で五、六名とのことである。近くに東の湯があるのでそちらに行っているのかと思えば、そうではなく、ふれ愛の里のバスで温泉へ行っているようである。いずれの団地も実費相当の料金をいただき、光熱水費を負担している状況である。

⑧ 不公平の声については、福祉除雪を希望した方からだと思うが、きれいに除雪機ではねているという苦情というよりは、そういった話をいただいたことはある。それ以外ではそういった声はなく、その1件だけである。

窪之内

① 重度障害者タクシー助成について、苦渋の決断だということだった。単身で148万円、夫婦で193万円は、こういった障がいを持っている方たちにとっては本当に最低限の生活を営むことができるくらいの金額だと思う。そこに制限を設けるということに対して改めて取りやめる決断をしていただきたいと思う。強く申し上げておきたい。答弁は要らない。

② 児童館については空白がないということだったので、理解できたが、子育て・子育て支援策というものが大きな柱としてあるときに、そのサービスを減らしかねないような方針なので、これは絶対地域の理解を得られるようなことが前提でなければいけないと思う。子育て・子育て支援をどう進めていくかという点では、有効な施策になり得るのかどうか基本である。今の説明では子ども教室がそれに当たるのかどうか分からない。開館日を減らすということは、毎日行くことができたものを減らすわけで、どうしたらいいのかというこ

とを、母親クラブだけではなくもっと広げて話し合うことが必要だと思う。そういう計画を持っているのか伺う。

③ 老人福祉住宅の入浴だけで見ると多分利用者は少なくなっていると思うので、もう少し入居者の実態や周りとのバランスを調査なり、把握した中で最終的な判断をしていただきたい。答弁は要らない。

佐々木課長

② 母親クラブのみならず、地域運営の方、育成会の方など関係する方に十分説明し、相談し、検討していきたいと思う。

委員長
堀

他に質疑はあるか。

タッグの趣旨からして、福祉サービスのレベルの低下をもって削減をしていくのはいかがか。重度障害者タクシーの助成にしても児童館にしても、現在利用している方々が基本的には負担を感じないということがベースだと思うし、コストを考えることが非常に大事だとも思っている。今回の行革プランもコストの削減ということを第一に考えると、できるのではないかと勝手に思っている。ヘルパーの人件費、報酬月額 18 万 3,900 円についてだが、ヘルパーの仕事の内容を時間帯で出していると思うが、その辺を詳しく教えていただきたい。

深村主査

業務の内容だが、月曜日から金曜日までのナースコール、各居室への安否確認、先ほど話したコミュニティ室の清掃管理、毎週火曜日と金曜日の入浴準備と清掃、冬期間における玄関前の通路除雪、今はほとんどないが、必要に応じた家事援助、緊急時の搬送、相談対応ということである。基本的にこのヘルパーについては 365 日いつでも連絡がとれるような体制でいていただくことを前提にやっている。

堀
深村主査
堀

冬になるとふえるのが除雪である。夏も冬も同じ報酬月額なのか。

同額である。

それがおかしいと思う。冬期間の除雪があるときはこうで、ないときはこうだというようにしなければ、本来の人件費というのは出ないと思う。あるべき仕事に対して報酬を払うのが民間のコストの考え方である。その点についてはいかがか。

深村主査

除雪業務だが、ヘルパー自身がする部分もあれば、夫婦世帯なので、だんなさんが除雪機やスノーダンプ等で除雪をすることもある。どちらかというとき後者のほうが多いと思われる。報酬については冬季、夏季にかかわらず一律 18 万 3,900 円としている。

堀
深村主査

その 18 万 3,900 円の根拠となる数字は何か。

この業務は社会福祉協議会へ委託をしているが、そちらの介護ヘルパーを踏まえた料金設定にしている。

浦川副主幹

行革担当としてもそういったところを見ている。必ずしも拘束時間がはっきりしているわけではないが、報酬月額でこのサービスを提供している。冬と夏の単価について言われたが、そこに入居していて実際にサービスを必要としている数も違う。それにもかかわらずこういった固定的なサービスをしている。それが介護保険制度が確立してきたことにより、ホームヘルプサービスを派遣し、時間によって支払う制度ができることとなった。そういうことからこういう制度は見直しをするべきだということで、内部で議論を進め、今回このような提案となった。

堀

どうもその辺が私には理解できない。ほかのヘルパーを見ても大体その辺が妥当だということは理解したが、民間で考えるとどうしても違和感がある。仕事

に応じて報酬を出すというのが基本的な考え方なので、ないときも多いときも大体このくらいだろうというアバウトさが理解できない。仕事がこれだけあるのでこれだけの報酬が妥当だろうという算出をするのが、当たり前であり、常識である。そうでないこういう決め方の報酬というのはどうなのかと思ってしまふ。例えば30件預かっているところも20件預かっているところも同じだけ出すということが理解できない。

浦川副主幹
堀

基本給と世帯割の加算はあるが、それほど差はない。

そこも変である。民間では1件当たりこのくらいの所要時間がかかるから、これだけの時給を出さなければならない。そしてこれだけの人数がいるからと足し算、掛け算をしていく。そういう報酬制度にしていけないとだめだと思う。非常にアバウトであり、これは保健福祉部だけでなく全部がそうなっていると思う。それはいかなものかと思う。この辺を精査してみるといいと思う。私は何度も作業の棚卸しをやるべきだと言っている。やっている仕事に本当に妥当なのか妥当ではないのかということを含めて、当然部課長が仕切らなければならない仕事だと思う。一般職の方は、与えられた仕事をやるのが当たり前だと思っているので、その仕事については全く違和感なくやっていると思う。ところがよく精査してみると、むだなことがたくさんある。工夫などもして改革、改善をしないと本当の意味での改革、改善はできないと思っている。この給与体系なども精査して直していったほうがいいと思う。答弁は要らない。

委員長
窪之内

他に質疑はあるか。

ヘルパーの関係だが、夫婦の場合、どちらかがヘルパーなのか、それとも夫婦ともヘルパーでそれぞれが18万3,900円の報酬なのかよくわからない。夫婦のうちどちらかが働いているという方もいたはずだが、働いていいということになっているのか。また江部乙の場合は、ヘルパーになってから子供が生まれたが、産休などきちんと保障されているのか。また具合が悪いと言っても病院にも運んでくれないというのは、介護保険制度との絡みがあるからなのか。一定の資格を持っている方が、ヘルパーとしてやっているのか。いろいろと不明である。夫婦で入居している場合の365日の拘束というのは、一体だれに対してなのかということも含め改めて伺いたい。

深村主査

3団地ともにヘルパーは2級の資格を持っている。あくまでもヘルパーという位置づけは奥さんのほうである。ただ365日、入居者の方への対応、さらには冬期間における除雪などの作業もある。そういったことから、だんなさんも手伝いをしている。

窪之内

夫が手伝わなければ、妻に除雪をなさいということになっているということか。妻がヘルパーをやっているときに夫が働いても構わないのか。江部乙の奥さんのように出産の場合にはどうなっていたのかがよくわからない。そういうときにはヘルパーの位置づけはだんなさんになるのか。365日、ヘルパーの位置づけが奥さんであれば、だんなさんに除雪をさせるのもおかしい話である。その辺がしっかりしていないので聞いておきたい。

深村主査

だんなさんの就労状況等を含めた部分については、答弁できかねるところがあるので、後日答弁させていただきたい。

委員長
水口委員外議員

他に質疑はあるか。

児童館の関係だが、4館廃止に伴い放課後子ども教室を導入していくという方針が出されている。先ほどから話されているが、対象になる方、さらには地域

の皆さんにどういう理解を求めていくのか。まだ直営でやるのか地域に委託をするのか、そういうこともよくわからない。そのわからない状況の中でどうやって地域に説明していくのだろうかという疑問が出てくる。この子ども教室というのはどういう制度で、市としてはどういう方針で地域に理解を得ようとしているのか。その辺が固まっているのかどうかも含めて説明願いたい。

佐々木課長

子ども教室の制度についてだが、基本的には子供たちの安心で安全な活動拠点と勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流事業ということで、かなり児童館運営と似ている。対象だが、児童館は18歳未満で子ども教室は小学生。場所については児童館のような面積等の基準はない。設置はあくまでも市ということで児童館と同じである。制度としては、直接市がやるのか、委託するのかという両方の選択がある。今のところ私どもは委託のほうへ傾いてはいるが、まだ方向性は定めていない。児童館との大きな違いは厚生員である。児童館は厚生員を2名以上配置しなければならないが、子ども教室は特にそういったことは必要なく、子供たちがただ施設にいるということにはならない。アドバイザーや安全管理員という者を置くことができ、時間単価が決まっている。そういった費用に対して国と道で3分の2の助成をしていただけるということである。この制度は文科省と厚労省のジョイント事業で、ほかには子供プランということである。子供の居場所づくりの有効な手段として今後も続くと思うので、できるならばそれを具体的にして導入したいと思っており、その際には地域と十分に話し合っていきたい。

水口委員外議員

我々からすると児童館というのは、厚労省の枠の中での制度である。また11館体制を維持をしていこうという文科省の制度を導入してきている。その制度の違いをどういうふうに地域にもたらせていくのかをしっかりと整理をしていただき、そうした上で地域の皆さんに説明をしていただきたい。まだどうなるかわからないが、一応このような方向ですと説明されても、今後の状況が全く見えない中で、ただ話だけが進んでいくということになる。できる限り方針を定め、きちんと提示をしていただき、それによって地域が判断していくことになると思う。ぜひそのように努めていただきたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(3)、(4)については報告済みとする。

2 その他について

委員長

何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員長

次回委員会は11月18日、13時30分から経済部所管の案件について行う。
以上で第4回新滝川市活力再生プラン調査等特別委員会を閉会する。

閉 会 13:46